

中等度難聴高齢者への補聴器購入助成について

【概要】

聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に対して補聴器本体等の購入費の一部を助成し、閉じこもり、認知機能の低下等を防ぐとともに、積極的な社会参加及び地域交流を支援することを目的とする。

【対象者】 ※すべてに該当する方

- 町内に住所を有する満 65 歳以上の者
- 身体障害者福祉法の身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けていない者
- 両耳の聴力レベルが平均して 40 デシベル以上 70 デシベル未満であることが医師によって証明された者又は両耳の聴力レベルが平均 70 デシベル以上であっても一側耳の聴力レベルが著しく低く、補聴器が必要であると医師に判断された者
- 暴力団員および暴力団関係者でない者

【補助額】

- 購入費（本体の付属品等含）の 1/2 ※税抜き価格
- 片耳、両耳を問わず、上限 30,000 円

【補助金申請から受取までの手順】

- ① 医療機関（鳥取県指定医）を受診して証明を受ける ※診察料、文書料は自己負担です
↓
- ② 認定補聴器専門店の補聴器見積をもらう
↓
- ③ 役場に申請する（申請書、見積書、納税確認同意書を提出）
↓
- ④ 交付決定後に補聴器を購入する ※決定前に購入されたものに対しては補助できません
↓
- ⑤ 役場に報告する（完了届兼実績報告書、領収書、請求書を提出）
↓
- ⑥ 助成額確定後に補助金が振り込まれる ※役場に登録されている口座が必要です